

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県川口市本蓮四丁目5番10号

氏 名 株式会社FUJI

代表取締役 佐藤幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 平成 29年 6月 13日

許可の有効期限 平成 34年 6月 12日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集、運搬

#### (2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※⑥については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

### 2 許可の条件

なし

### 3 許可の更新、変更の状況

平成 24年 6月 13日 新規許可

平成 29年 6月 13日 更新許可

### 4 積替え許可の有無

有・無

### 5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無